

## 第5次長柄町行政改革大綱



平成28年度～平成32年度

長柄町

## 目 次

第 1	行政改革の基本方針	1
第 2	行政改革の期間	1
第 3	行政改革の重点項目	2
1.	行政の担うべき役割の重点化	2
	(1) 民間委託等の推進	
	(2) 他団体との共同委託の推進	
	(3) 公共施設の経営健全化	
	(4) 地域協働の推進	
2.	行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	3
	(1) 組織機構の確立	
3.	定員管理及び給与の適正化	3
	(1) 定員管理の適正化	
	(2) 給与の適正化	
4.	人材育成の推進	4
	(1) 適正な人材育成の推進	
5.	公正の確保と透明性の向上	4
6.	自治体クラウド活用の推進	4
7.	自主性・自律性の高い財政運営	5
	(1) 経費の節減合理化と財政の自律化	
	(2) 公共施設総合管理計画の策定	
	(3) 統一的な基準による地方公会計の整備	
第 4	行政改革の進め方	6
1.	推進体制	6
	(1) 長柄町行政改革推進本部	
	(2) 全庁的取組みの推進	
	(3) 庁内会議・部会	
	(4) 町議会・町民・関係団体等の理解と協力	

## 第1 行政改革の基本方針

本町では、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、昭和61年以降、4次にわたり行政改革大綱を策定し積極的に改革に取り組んできました。

しかし、人口の減少や少子高齢化などにより、町税の増加は期待できない中、社会インフラの老朽化による投資的経費の増加や高齢化率の上昇による社会保障費の増加が見込まれ、今後も財政状況は厳しさが増すことが予想されます。

こうした中、本町では行政改革の取り組みとして、平成27年8月28日付け総務省から示された「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」に基づき、従来の大綱の見直しを行い、新たな行政改革の策定を行います。

また、平成28年を起点とした平成32年までの数値目標を具体的に住民に分かりやすい指標（集中改革プラン）を用い併せて公表し、さらなる行政改革の推進を図ることとします。

推進にあたっては、住民等の意見を反映させ、速やかにホームページや広報等を通じ分かりやすい形で公表し、PDCAサイクルに基づいた不断の点検を図りつつ取り組むものであります。

※PDCAサイクル・・・計画策定 Plan→実行 Do→検証 Check→改善 Action のプロセスを順に実行していくもの。

## 第2 行政改革の期間

第5次長柄町行政改革大綱は、平成28年度から平成32年度までの5カ年を改革の期間とします。

## 第3 行政改革の重点項目

### 1. 行政の担うべき役割の重点化

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民サービスは多様化・高度化し、従来の行政を中心とした公共サービスの提供は困難な状況となっています。

こうした行政のみでは対応しづらくなった「公共」の領域を補完するために、行政が一定の関わりを持ちつつ、これまで行われた行政サービスを、可能な限り住民や民間企業が担うことにより、地域にふさわしい多様なサービスが適切な受益と負担の基に提供されるという「新しい公共空間」の形成が必要となってきました。

また、行政と住民の協働は、これからの簡素で効率的な行政を実現するうえで、重要な役割を担っています。

この新たな、民間（住民・企業）が担う取組み（アウトソーシング・地域協働）を推進します。

#### (1) 民間委託等の推進

事務事業全般についてさらなる総点検を実施し、アウトソーシングを推進します。

#### (2) 他団体との共同事務委託の推進

スケールメリットを生かしコストを削減するため、他団体と共同事務委託を推進します。

#### (3) 公共施設の経営健全化

指定管理者制度、PPP/PFI手法等、民間的経営手法の導入と更新について検討し、施設経営の健全化を図ります。

#### (4) 地域協働の推進

住民と行政の協働を積極的に推進し、満足度の高いまちづくりの実現を図るため住民団体の育成・支援に努めます。

※指定管理者制度・・・民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や節減を図るために、公の施設の管理を町が指定する法人その他団体が行う制度。

※アウトソーシング・・・行政活動に必要な機能の一部を、業務委託などの手法で外部の機関を利用して実現すること。

※スケールメリット・・・規模を大きくすることで得られる効果や利益

※PPP・・・公共サービスに民間が参画する手法を広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し効率化やサービスの向上を目指すもの。

※PFI・・・民間資金を活用した社会資本の整備。

※協働・・・共に対等の立場で協力し、力をあわせていくこと。

## 2. 行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

多種多様な事務事業に対応し、今後の地方創生総合戦略の推進に向けて適切な行政運営を進めるにあたり、主任となる職員を中心に業務情報を共有し、機動的で迅速な業務対応が可能な組織の確立が必要となります。

そのため、係長を選任して係内の意思疎通を図ることで、係の統率をおこない適切なサポート体制の確立を図るため課制を採用します。

### (1) 組織機構の見直し

住民の多様なニーズに対応することのできる簡素で合理的、かつ住民に対し責任・権限の所在が分かりやすい組織機構づくりの確立に努めます。

## 3. 定員管理及び給与の適正化

定員管理は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組まなければなりません。

このためには、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに積極的な民間委託等の推進や地域協働の取り組みなどを通じて、職員数の抑制を行い適正な定員管理に努めますが、今後は職員の退職等により事務事業の執行に支障が生じないように、再任用制度の活用も検討をおこない必要最低限の職員補充をします。

さらに、給与・諸手当等についても、支給対象、支給基準等を精査し、住民に理解が得られるよう自主的な見直しを図ります。

### (1) 定員管理の適正化

事務事業を見直し、積極的・計画的な組織の合理化を図るとともに、職員の適正配置に努め、引き続き定員管理の適正化に努めます。また、BPRの手法を活用した、業務フローの見直しにより事務の効率化と正確性の向上を図ります。

### (2) 給与の適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を図ります。

※BPR・・・業務手順を一から見直し最適な業務手順を再構築すること。

## 4. 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、質の高い行政サービスを提供していくためには、そのサービスを担う職員の能力向上は不可欠であり、そのためにも職員一人ひとりが自ら考え解決していく政策形成能力を高めることが必要であります。

このことから、職員の能力開発をより積極的・効果的に進め、人材の育成を図ります。

また、人事評価の結果を昇任、給与等に反映することで、職員の士気を高め意識改革を図ります。

### (1) 適正な人材育成の推進

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより総合的な人材育成を推進します。

## 5. 公正の確保と透明性の向上

地方自治体の自己決定権の拡大に伴い、住民への説明責任を果たし、議会や町民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要です。

このためには、住民と情報を共有し、信頼度を高めるためホームページ・広報紙等を活用し、情報を分かりやすく提供するなど、情報公開を進めます。

## 6. 自治体クラウド活用の推進

ますます複雑化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、質の高い行政システムの構築が必要となります。セキュリティ水準の向上とシステム運用コストの削減を図るため、複数の地方公共団体で共同運営をしている自治体クラウドシステムへの参加を検討します。

※クラウドシステム・・・データを自分のパソコンやスマートフォンではなくインターネット上に保存する使い方、サービスのこと。

## 7. 自主性・自律性の高い財政運営

これからの地方自治体は国からの依存体質を脱却し、自主・自律の行政運営が求められており、住民にとって、真に必要な行政需要に的確に対応するため、足腰の強い財政基盤の確立が必要となっています。

このためには、行政に対する住民の受益と負担を明確にしつつ、中長期的視点から歳入の強化・充実や、経費全般についての節減・合理化を図り、歳出抑制に努め、財政の自律化を確保し、過度に地方交付税に依存しない財政構造の構築を図ります。

### (1) 経費の節減合理化と財政の自律化

事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政自律化のための計画を策定し財政構造の改善を図ります。

また、自主財源の根幹をなす町税の徴収率の向上と受益者負担の適正化に積極的に取り組めます。

### (2) 公共施設等総合管理計画の策定

公共施設の計画的な管理をおこなうため公共施設等総合管理計画を策定します。

### (3) 統一的な基準による地方公会計の整備

統一的な基準による地方公会計の整備をおこない、予算編成及び財政計画の策定に積極的に活用します。

※公共施設管理等総合管理計画・・・地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画

※地方公会計・・・現金主義・単式簿記を特徴とする今までの会計制度に対して、発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、資産の蓄えや資金の流れを明らかにする制度

## 第4 行政改革の進め方

### 1. 推進体制

#### (1) 長柄町行政改革推進本部

全職員からなる「行政改革推進本部」は、本町の行政改革の計画的で継続的な推進を図るものとします。

#### (2) 全庁的取組みの推進

本町の行政改革は、全庁的取組みとして推進するものであり、各方策の具体化については、全職員による主体的な検証に基づいて実施するものとします。

#### (3) 庁内会議・部会

副町長、教育長をはじめ管理職からなる策定部会、中堅職員からなる策定作業部会を本部内に組織し、庁内の現状調査を継続的に行い、常に具体的取組事項等の検討を行うもので、主体的に行政改革を推進するものとします。

#### (4) 町議会・町民・関係団体の理解と協力

行政改革の推進にあたっては、町議会との連携を密にしつつ、町民、関係団体等の理解と協力を得るよう努めるものとします。